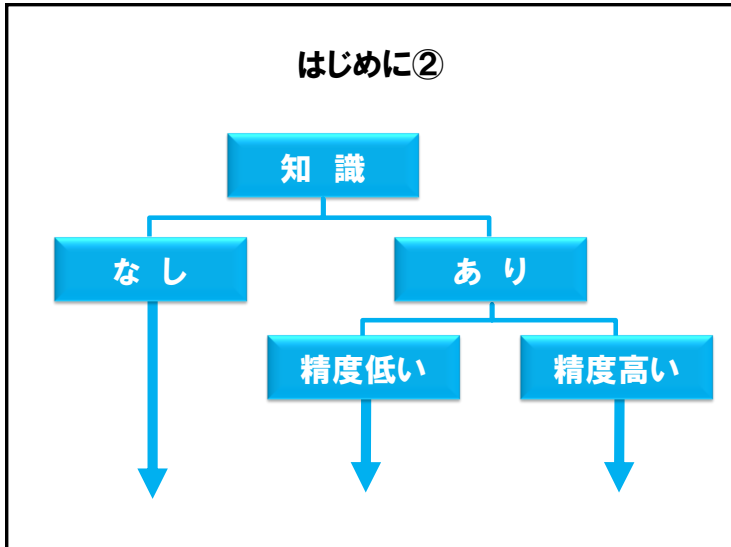
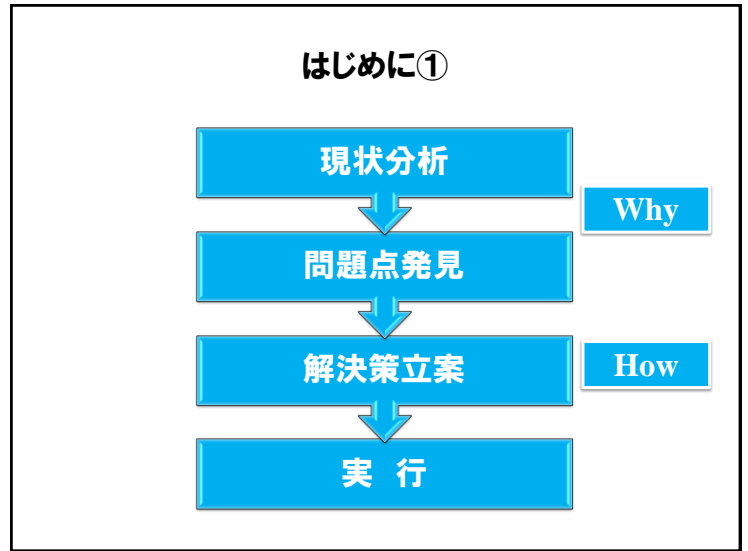


ときめき合格プロジェクト vol3
 ～ 引き算で考える1年間の計画の立て方～
 リーダーズ総合研究所
 竹内 千佳



総評①

		2014年	2015年	2016年	難易度
法令科目	基礎法学	54.8%	40.3%	54.1%	易
	憲法	45.3%	68.4%	47.1%	難
	行政法	57.6%	71.5%	65.5%	難
	民法	43.6%	52.5%	55.2%	易
	商法	38.5%	34%	40.5%	易
一般知識	政経社	50.2%	48.7%	48.5%	同
	情報	62.8%	67.5%	56.6%	難
	文章理解	50.8%	66.5%	75.9%	易

落とせない

総評②

	行政法	民法
Aランク	19問中13問	9問中4問
Bランク	19問中5問	9問中2問
Cランク	19問中1問	9問中3問
出題形式	個数0 組合せ4	個数0 組合せ3
判例問題	19問中9問	9問中6問

民法 出題傾向①

	20	21	22	23	24	25	26	27	28
権利能力			○		○		○		
制限行為能力					○				
意思表示	○		○		○	○	○	○	
代理	○	○			○				○
時効		○	○	○					○
不動産物権変動	○					○			
動産物権変動				○					
相隣関係					○			○	
共有			○				○		○
留置権								○	
先取特権									○
質権									○
抵当権	○	○	○	○			○		○

民法 出題傾向②

	20	21	22	23	24	25	26	27	28
債務不履行	○							○	○
債権者代位権									○
詐害行為取消権							○		○
連帯債務	○	○		○					
保証		○	○	○			○		
債権譲渡									
弁済・相殺	○						○	○	
契約の解除					○	○			
贈与(無償契約)								○	
賃貸借契約	○	○			○	○			
委任契約			○	○	○				
請負契約				○					
不法行為		○			○		○		○

重要科目×科目特性①

民法は体系的理解が必須
 ↓
 伸びるのに時間がかかる
 ↓
 理解の域に達すると一気に伸びる
 ☆このピーク時期を本試験に持ってくるようにする。

行政法 出題傾向①

	21	22	23	24	25	26	27	28
公法と私法		○		○	○			
行政組織法	○	○		○	○		○	
公務員法	○	○	○		○	○	●	
行政立法		○	○			○	○	
行政行為			○	○		○		○
行政契約				○				
行政指導		○						
行政計画	○							
行政調査						○		
行政裁量	○	○	○	○	○			○
行政上の義務履行確保	○	○	○				○	
行政罰	○				○			

行政法 出題傾向②

	21	22	23	24	25	26	27	28
処分性				○				○
原告適格		○		○		○		
訴えの利益						○		
取消訴訟の判決		○					○	
執行停止	○		○				○	
教示								
無効等確認訴訟				○				○
不作為の違法確認訴訟						○		○
義務付け訴訟			○		○			
差止訴訟								
当事者訴訟	○		○		○			

行政法 出題傾向③

	21	22	23	24	25	26	27	28
地方公共団体総論	○			○				
地方公共団体の種類	○	○			○		○	
直接請求					○	○		
条例制定権					○	○	○	○
議会								
執行機関			○			○		
長と議会の関係				○				
監査制度	○							
住民監査請求・住民訴訟	○	○	○		○	○	○	
公の施設		○	○					
国の関与				○				○

重要科目×科目特性②

行政法は、知識優位型
 ↓
 即効性あり
 ↓
 確実な知識にするための繰り返し必須
 ☆本試験まで何度も何度も繰り返す

計画の立て方

- ☑ 逆算する
- ☑ 可処分時間から各週に割り当てられる時間を計算
- ☑ 具体的に週ごとにスケジュールを立てる

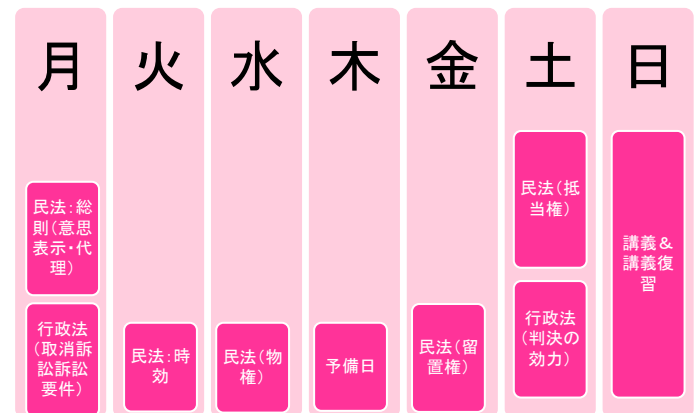
具体例

受験3回目
平成27年度本試験 150点
平均可処分時間 30時間/週

本試験得点割合から見る傾向と対策



1週間の計画の立て方

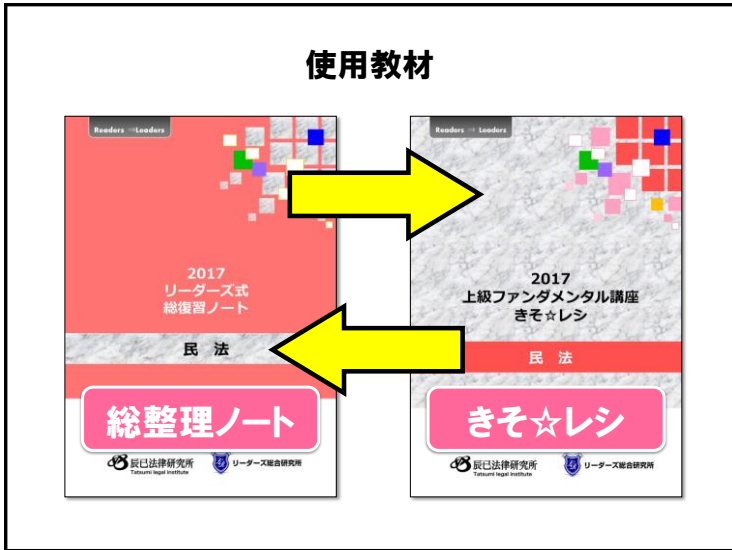
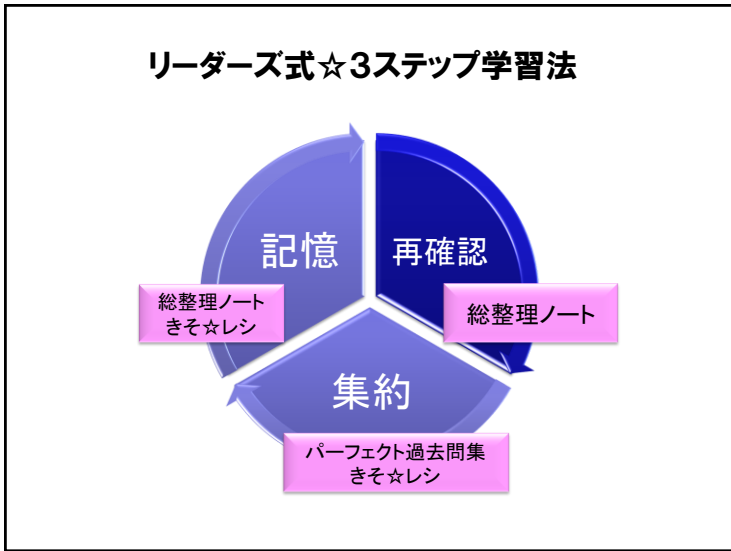
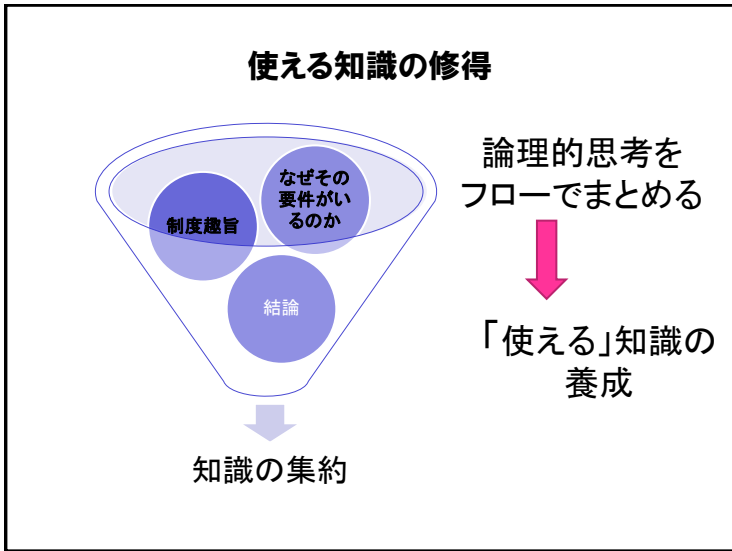


計画を立てる時の注意点

- ☑ つめこみすぎない
→ 予備日の活用を
- ☑ 年→月→週→日に落とし込んでいく
→ 時間は有限、逆算すること
- ☑ 月単位を目安として達成度を定める
→ 週毎の小さな目標、数か月単位の中程度の目標、これらを達成していくことで最終目標(合格)に近づく答練や模試の活用を

法的思考プロセスとは





総整理ノート

★☆☆ 2-08-06 総整理ノートの目次

【総論】(民法第201条)
土地の所有権は、土地の所有権を有する者が、その土地に、他の者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地の所有権の範囲により、権利の範囲内である。

【総論】(民法第202条)
土地の所有権は、土地と地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

1 趣旨
地上権と地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

2 目的
地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

3 趣旨
地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

【新法】(民法第201条)
土地の所有権は、土地の所有権を有する者が、その土地に、他の者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地の所有権の範囲により、権利の範囲内である。

【新法】(民法第202条)
土地の所有権は、土地と地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

【新法】(民法第203条)
土地の所有権は、土地と地上に存する建築物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建築物につき他者が所有権を有することを妨げない権利を有する。この権利は、土地と地上に存する建築物の範囲により、権利の範囲内である。

きそ☆レシ

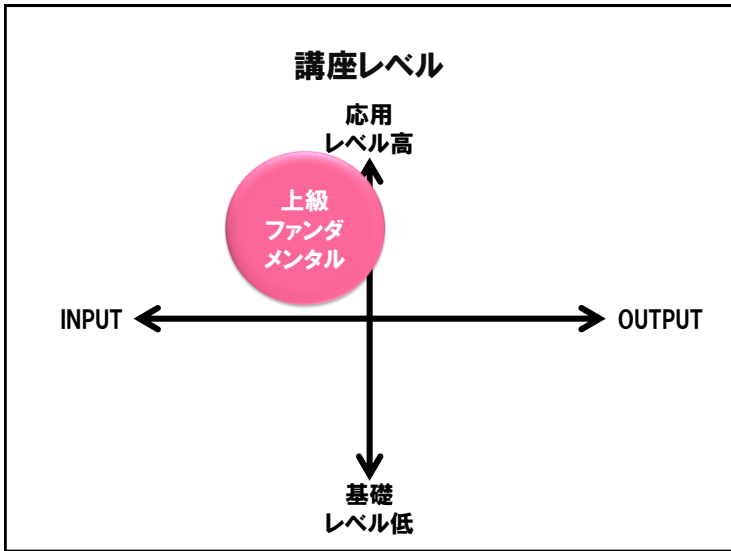
【時効の援用権者】
145条の趣旨は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

↓

そうであれば、間接的に利益を受ける者の援用を認めてしまうとこの趣旨が没却されてしまう。

↓

そこで、「当事者」とは時効により直接に利益を受ける者に限られる。(通説・判例)



上級ファンダメンタル講座体系



受講対象者

- ・受験回数2回目以降の方
(120点~150点が目安)
- ・今までの受験が何となくで終わった方
- ・短時間で基礎をがっちり固めたい方
- ・学習のペースメイクが欲しい方

上級ファンダメンタル講座の3つの強み

- 1 知識の再確認→集約→記憶**
☞ 総整理ノート「基礎知識の再確認」
- 2 講師オリジナル集約レシビ「きそ☆レシ」**
☞ 法的思考力に基づく「知識の使い方」
- 3 実務で使える法的思考力の養成**
☞ 「法律を使える力」

推奨使用六法

有斐閣 判例六法 有斐閣 ポケット六法



個人情報保護法(抜粋)
行政機関個人情報保護法(抄)

今後の無料公開講座・講座説明会

1月24日(火)18:30~21:30

- ☑ 法的思考プロセス講座☆民法Ⅱ(物権)
- ☑ ときめき合格プロジェクト4

ときめき合格プロジェクト vol3
~ 引き算で考える1年間の計画の立て方~
リーダーズ総合研究所
竹内 千佳

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)